

日本学生支援機構 寄附金事業

「JASSO 支援金」

多くの方々から寄せられた寄附金を基に
「JASSO 支援金」事業が創設されました

自然災害等により、居住する住宅に半壊以上の被害を受けた学生に対し、学業継続の支援が行われます

〔詳細は担当係にお問い合わせください〕

◆対象者： 次の全てに該当する者

(1) 本学在学中の者（外国人留学生を含む）

- *科目等履修生，研究生等は除く
- *成績不振による留年中に発生した災害及び申請は対象外
- *入学前に発生した災害及び申請は対象外
- *休学中に発生した災害は対象外

(2) 自然災害等の発生により、居住する住宅（学生本人が学生生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅）に、半壊以上の被害を受けた者又は自然災害等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる者

*平成26年7月1日以降に発生した自然災害等を対象とする

(3) 学修意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学部長・研究科長が認める者

- ※ 同一の災害について、1回のみ申請可
- ※ 機構の奨学金や他団体の経済的支援を受けていても申請可

◆支援額： 10万円（返還不要）

◆申請期限： 自然災害等発生月の翌月から起算して3ヶ月を超えない期間内で担当係が定める期限（申請期限は必ず下記担当係へ問い合わせること）

◆申請・問い合わせ先

- 日本人学生： 学部1・2年 →学生支援課経済支援係
学部3年以上及び大学院学生→所属学部・研究科奨学金担当係
- 外国人留学生： 所属学部・研究科 留学生担当係